

市役所の 組織と主な仕事

平成20年4月1日現在



保健福祉部	部長 (1200) 佐々木 彰 次長 (1201) 中田 初雄
福祉課 庁舎1階 ⑩窓口	課長 (1210) 丹内 政雄 庶務担当 (1211,1212) 保護担当 (1213,1214,1217)
生活保護、日赤、恩給、民生委員	
国保医療課 庁舎1階⑥～⑧窓口	課長 (1160) 船田 清 国保管理担当 (1161,1162) 国保給付担当 (1163,1164) 医療給付担当 (1167,1168)
国民健康保険、乳幼児・ひとり親家庭・心身障がい者医療、後期高齢者医療	
介護福祉課 庁舎1階⑬⑭⑮窓口	課長 (1220) 中川 淳一 計画・指導担当 (1225) 高齢者相談担当 (1221,1222) 地域福祉担当 (1223) 生きがい対策担当 (1224) 介護保険担当 (1228,1229) 介護認定担当 (1226,1227) 認定調査担当 (1316)
介護保険、高齢者の在宅福祉、生きがい対策、施設入所、老人クラブ	
障がい福祉課 庁舎1階 ⑯窓口	課長 (1330) 西村 正俊 障がい福祉担当 (1215,1216,1219)
障がい者福祉	
保健センター 37-4121	
保健課	課長 小屋 美奈子 管理担当 健康推進・食育担当 介護予防・精神保健福祉担当 健康診査担当
母子保健、生活習慣病予防、介護予防、精神保健福祉、食育推進、予防接種、夜間休日診療、健康診査	
保健福祉部 子ども未来室	室長 (1202) 宮本 敏治
子ども家庭課 庁舎1階 ⑩窓口	課長 (1240) 猪口 信幸 給付担当 (1241) 母子・寡婦相談担当 (1231) 33-3144 家庭相談担当 (1232) 33-1144 子ども相談担当 (1234) 子ども施策担当 (1236)
子育て支援、児童手当、母子福祉、児童館、学童クラブ	
保育課 庁舎1階 ⑨窓口	課長 (1230) 中井 雅人 保育担当 (1233) 管理担当 (1235)
保育園の運営管理	
子ども発達支援センター 33-3382	センター長 合田 英彦 指導管理担当 療育・相談担当
児童デイサービス、発達相談、乳幼児発達支援教室、障がい学齢児支援サービス	

生活環境部	部長 (1100) 松山 明広 次長 (1101) 北岡 昌洋
市民課 庁舎1階①～②窓口	課長 (1110) 堀澤 謙 戸籍担当 (1111,1112) 住民記録担当 (1113～1116) 年金担当 (1117,1118) 住居表示担当 (1119)
戸籍・住民登録・外国人登録・印鑑証明などの届け出・証明、住居表示、国民年金	
廃棄物対策課 庁舎1階 ④窓口	課長 (1130) 中村 勝則 主幹 (1136) 原田 次男 主幹 (1137) 吉田 義信 管理・調整担当 (1132) 排出指導担当 (1131,1134) リサイクル担当 (1133) 施設計画担当 (1135) 循環型社会形成担当 (1138)
ごみの収集・排出指導、資源リサイクル、不法投棄の指導、リサイクルセンター、ごみ処理場	
環境課 庁舎1階 ⑤窓口	課長 (1140) 玉川 広行 環境保全担当 (1141,1142) 生活環境担当 (1143) 環境計画担当 (1144)
地球温暖化防止対策、公害対策、環境保全、野犬対策、墓苑の使用許可	
市民活動推進課 庁舎1階 ③窓口	課長 (1170) 佐々木 信行 市民活動担当 (1171) 市民生活担当 (1172)
町内会、防犯対策、消費者対策、市民活動団体の支援・育成	
市民交通課 庁舎1階 ③窓口	課長 (1180) 小館 眞 市民交通担当 (1181) 交通安全・駐車 場・駐輪場担当 (1182)
交通安全、ミニエバ(エバ)及び代替バスの運行、駐車場・駐輪場の管理	
島松支所 36-8324	支所長 原田 茂
恵み野出張所 36-8200	所長 及川 裕治
中恵庭出張所 33-3681	所長 島松支所長兼務
戸籍、住民登録、印鑑登録の受理と各種証明の発行、国民年金・国民健康保険、介護保険の諸届出受付	
会計	会計管理者 (1300) 佐々木 実
会計課 庁舎2階	課長 (1310) 中岡 進 会計担当 (1311,1313) 審査担当 (1312)
出納業務	

総務部	部長 (2200) 銅道 秀明 次長 (2201) 国司 昌幸
総務課 庁舎2階	課長 (2210) 吉田真俊 庶務担当 (2211) 法制文書担当 (2212) 男女共同参画推進担当 (2212) 庁舎管理担当 (2216)
儀式典典、法令・条例、公文書管理、情報公開、個人情報保護、市民憲章	
行革・情報システム課 庁舎2階	課長 (2230) 高橋 博樹 情報システム担当 (2213,2214) 行革担当 (2215)
情報システム、行政改革	
基地・防災課 庁舎2階	課長 (2240) 鍵谷 良夫 基地調整担当 (2242) 防災担当 (2243)
防災、自衛隊との連絡調整	
職員課 庁舎2階	課長 (2220) 上乃 洋一 主幹 (2270) 廣田 秀則 職員担当 (2221) 給与担当 (2222,2223)
組織機構、人事、給与、研修、福利厚生	
税務課 庁舎1階⑫～⑭窓口	課長 (1410) 上松 博文 市民税担当 (1414,1415) 資産税土地担当 (1416,1417) 資産税家屋担当 (1418,1419) 税制担当 (1430)
市税の賦課	
納税課 庁舎1階 ⑪窓口	課長 (1420) 渋谷 敏明 収納管理担当 (1421,1422) 納税担当 (1423～1427)
市税の徴収、納税相談	
総務部 契約室	室長 (2202) 坂東 義隆
契約課 庁舎2階	課長 契約室長兼務 検査員 (2280) 宮本 博 契約担当 (2251,2252)
入札・契約、工事検査	
議会事務局 庁舎3階	事務局長 (3200) 伊藤 隆英 事務局次長 (3210) 杉森 和彦 庶務担当 (3211) 議事担当 (3212)
市議会運営の補助	
農業委員会事務局 庁舎3階	事務局長 (3401) 阿部 隆 振興担当 (3411) 農地調整担当 (3412)
農業委員会事務局	

企画財政部	部長 (2300) 寺崎 博裕 次長 (2301) 北林 剛
企画調整課 庁舎2階	課長 (2340) 渡辺 一明 主幹 (2343) 津川 孝 企画調整担当 (2341) 政策調整担当 (2342)
総合計画、国際交流、行政施策の調整、広域行政	
都市計画課 庁舎2階	課長 (2330) 柴山 俊雄 開発指導担当 (2331) 施設計画担当 (2332) 土地利用担当 (2333)
都市計画、景観・緑の基本計画、開発行為、国土法・駐車場法等の届け出	
財政課 庁舎2階	課長 (2350) 村上 恵一 財政担当 (2351,2352)
財政計画、予算の編成・執行管理、市有財産の管理	
広報広聴課 庁舎2階	課長 (2360) 水高 和彦 広報担当 (2361,2362) 広聴担当 (2363) 統計担当 (2364)
広報誌等の発行、人権相談、行政相談、市民要望・提案窓口、統計調査	
秘書課 庁舎2階	課長 (2110) 上野 光洋 秘書担当 (2111,2112)
秘書	
企画財政部 地域振興室 庁舎4階	室長 (4500) 北越 俊二 次長 (4510) 後藤 昭悦 主幹 (4511) 黒牧 智器 調整担当 (4512) 計画担当 (4513)
室長	
水道部	部長 (5830) 佐々木 孝雄 次長 (5831) 佐藤 龍平
水道業務課 33-3166 水道庁舎	課長 (5840) 反保 茂 総務担当 (5841) 財務担当 (5842) 料金担当 (5843,5845) 収納担当 (5844,5846,5847)
水道料金賦課・収納、水道各種届出受付	
水道施設課 33-3126 水道庁舎	課長 (5850) 川上 勝 工務・維持担当 (5851,5852,5853) 給水担当 (5854,5855)
供給計画の策定、水道施設の整備、維持管理及び給水装置工事の申請受付	
浄水事業所 32-3387	所長 吉田 寿夫 浄水担当

建設部	部長 (2500) 奥山 恒夫 次長 (2501) 青木 博己 事業調整担当主幹 (2450) 榎本 政治
管理課 庁舎2階	課長 (2410) 中嶋 達郎 主幹 (2420) 関田 豊 道路管理 河川担当 (2411) 技術・事務担当 (2412) 用地管理・取得担当 (2421)
道路維持・管理、除排雪、治水対策、河川維持・管理、地籍調査、用地取得	
車両センター 34-5250	主幹 鎌田 正由 維持担当
道路維持・管理、除排雪	
土木課 庁舎2階	課長 (2440) 重本 徹 事業調整担当 (2441) 道路担当 (2442,2443) 障害防止担当 (2444,2445)
道路・街路整備、障害防止事業、治山対策、黄金土地区画整理事業	
花と緑の課 庁舎2階	課長 (2520) 玉川 徳信 公園管理担当 (2521) 公園整備担当 (2522) まちづくり担当 (2524,2525)
公園・緑地整備・維持管理、緑化推進、花のまちづくり推進	
建築課 庁舎2階	課長 (2530) 今井 正道 指導担当 (2531,2532) 建築担当 (2533,2534,2535)
建築確認・検査、市の建物の建設、各種住宅相談	
住宅課 庁舎2階	課長 (2540) 上森 勝行 計画担当 (2541) 管理担当 (2542,2543)
市営住宅の建設・入居・維持管理	
建設部 市街地整備室 庁舎4階	室長 (4410) 寺内 康夫 主幹 (4411) 松本 耕二 市街地整備担当 (4412) バリアフリー推進担当 (4413)
市街地整備室	
患庭駅周辺整備、バリアフリー推進	
監査事務局 庁舎4階	事務局長 (4310) 東 久雄 監査担当 (4312)
監査委員の監査補助事務	
公平委員会事務局 庁舎4階	事務局長 監査事務局長兼務 課長 (5860) 吉田 悟 計画担当 (5861,5862) 工事・維持担当 (5863,5864) 設備担当 (5865,5866)
下水道課 33-3127 水道庁舎	
下水道整備・水洗化促進・施設維持管理	
終末・し尿処理場 36-8161	場長 山本 英二 終末・し尿処理担当

経済部	部長 (3300) 中村 省次 次長(農業担当) (3401) 農業委員会事務局長兼務 次長(商工担当) (3301) 高橋 豊
農政課 庁舎3階	課長 (3310) 宮腰 隆雄 主幹 (3320) 米一 彰夫 主幹 (3340) 石川 義晴 農政管理担当 (3311) 畜産担当 (3323) 農産・都市交流担当 (3312,3313) 農村整備担当 (3321)
農林水産業の振興、農業行政の企画・調整	
商業観光課 庁舎3階	課長 (3330) 太細 幸治 商業振興担当 (3331) 観光推進担当 (3332) 道と川の駅事業推進担当 (3333)
商業の振興、商店街の振興、観光振興、道と川の駅事業の推進	
企業立地推進課 庁舎3階	課長 (3930) 加藤 実 企業立地推進担当 (3931) 工業・労政担当 (3932)
企業誘致、雇用対策、地場産業の育成・振興、鉱工業の振興	
消防本部	消防長 (730) 柴田 幸雄 次長 (731) 高橋 重則
総務課 33-5191	課長 (732) 野原 正 主幹 (733) 中川 登 総務担当(734) 施設担当(735)
職員管理、消防施設整備、消防団事務	
消防署	消防署長 (720) 塚田 英夫
警防課 33-0991	1課長 (721) 高橋 昌志 2課長 岡村 重規 警防担当(722,723) 庶務担当(725) 救助担当(724)
消防・救助業務、消防水利の整備・維持管理	
予防課 33-0990	課長 (736) 大橋 利夫 設備担当(738) 指導担当(740) 危険物担当(739)
防火査察・指導、危険物の規制、火災原因調査	
救急指令課 33-0992	課長 (741) 菅原 康弘 救急担当(745) 指令担当(744)
救急・指令業務	
消防署島松出張所 36-8439	所長 (750) 三笠 寿則 警防担当 指導担当 救急担当 (750)
消防・救急業務、防火査察・指導	
消防署南出張所 34-9111	所長 (751) 久保田 重利 警防担当 指導担当 (751)
消防業務、防火査察・指導	

教育委員会生涯学習部	部長 (1600) 齊藤 英治 次長 (1601) 菅原 伸治
管理課 市民会館1階	課長 (1610) 西埜 和典 庶務担当 (1611) 特別支援担当 (1612) 学務担当 (1613) 指導担当 (1734) 少年育成センター (1735)
教職員の人事・研修・福利厚生等、通学区域、児童生徒の入学指定、就学援助、児童生徒指導	
施設課 市民会館1階	課長 (1620) 松谷 和則 計画担当 (1621) 施設担当 (1622) 会館担当 (1623)
教育財産の管理、校舎・教員住宅の維持・補修、市民会館・地区会館の維持	
生涯学習課 市民会館1階	課長 (1710) 笹森 昭典 施策推進担当 (1711) 社会教育担当 (1712,1713) 文化振興担当 (1714) 島松公民館 36-7503 参与 熊谷 史郎 青少年研修センター 33-2766
青少年・成人・女性・高齢者教育、地域教育、家庭教育、文化団体育成支援	
学校給食センター 32-6620	センター長 大矢 潤一 庶務担当 業務担当
学校給食	
総合体育館	
スポーツ課 32-2262	課長 三和 清春 振興指導担当 施設担当
スポーツ振興事業、スポーツ施設の維持・管理	
図書館	館長 伊藤 想市
図書課 37-2181	課長 内藤 和代 総務担当 奉仕担当 学校図書館担当
図書貸し出し・閲覧、読書の普及、読書会・展示会の実施、学校図書館整備	
図書館分館	恵庭分館(まなび館) 34-8164 島松分館 37-2175
郷土資料館 37-1288	館長 田嶋 弘美 総務担当 埋蔵文化財担当 史跡整備担当
郷土資料の収集・展示、文化財の保存、埋蔵文化財の発掘・保存	
選挙管理委員会事務局 庁舎4階	事務局長 (4600) 福島 賢二 選挙担当 (4601)
選挙の執行	

災害は必ずやってくる。しかも忘れたころに！ ～災害から身を守るために～

総務部基地・防災課 33-3131 (内線2242・2243)

<緊急連絡先>

・消防署（火事や救急など、緊急の場合）	119番
・消防火災案内（火災が発生したとき）	33-3191
・防災行政案内（防災無線が聞こえづらいとき）	35-4664
・恵庭市役所（総務部基地・防災課）	33-3131（内線2242・2243）

<避難所>

恵庭市は、下記の施設を避難所として指定しています。

平時から緊急時に備え、家族で避難所を決め、確認しておきましょう。

恵庭小学校	福住町2丁目9	32-3288	福住憩の家	福住町1丁目21-2	33-7662
市民会館	新町10	33-3171	和光小学校	和光町2丁目10-1	32-4744
和光会館	和光町2丁目2-8	33-8012	和光憩の家	和光町3丁目1-1	32-4711
桜町会館	桜町3丁目8-13	33-7840	駒場体育館	駒場町3丁目3-15	33-0342
恵明中学校	黄金北4丁目1-1	33-3001	総合体育館	黄金町199-2	32-2261
若草小学校	中島町4丁目5-1	33-7101	中島会館	中島町4丁目17-14	33-1879
柏陽中学校	柏陽町3丁目265	34-0551	柏陽会館	柏陽町1丁目26	33-1222
柏陽憩の家	柏陽町1丁目26	33-1221	有明会館	有明町5丁目1番3号	33-5741
大町会館	大町1丁目10番1号	32-2009	大町憩の家	大町4丁目5番15号	34-3088
柏小学校	文京町3丁目3番3号	32-3579	恵庭中学校	文京町3丁目4番5号	32-3249
恵み野小学校	恵み野南4丁目1-1	36-7505	恵み野旭小学校	恵み野北4丁目1-1	37-1760
恵み野中学校	恵み野東1丁目1-2	37-0331	恵み野会館	恵み野北2丁目12-2	36-4491
恵み野憩の家	恵み野北2丁目1-3	37-1622	島松公民館	島松本町3丁目12-20	36-7503
島松学童クラブ	島松本町4丁目10-1	36-1502	寿町会館	島松寿町2丁目24-3	36-5454
島松小学校	中島松418	36-8967	恵北中学校	中島松230	36-8966
島松体育館	南島松389-3	36-5658	農業活性化支援センター	西島松41-2の内	39-6057
北栄会館	北島215	36-7256	松恵小学校	中央425	32-4891
東恵庭会館	中央449-1	33-2067	中恵庭会館	中央382-2	33-3818
東恵庭憩の家	中央449-1	33-0030	春日会館	春日428	33-0234
こども発達支援センター	黄金南5丁目11-4	33-3382	恵庭南高校	白樺町4丁目1-1	32-2392
恵庭北高校	南島松359-1	36-8111	道の駅花ロードえにわ	南島松817-5	37-8787

<命を守る8つのポイント>

1. 地震だ！火を消せ！グラッきたらまず火の始末
2. 家族防災会議を開き避難場所の確認を！
3. 慌てて外に飛び出さない！屋外は決して安全ではない
4. 家具の転倒防止と出口の確保を！
5. 周囲の危険に注意！危険なものから身をさけよう
6. 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
7. デマに注意！正しい情報で動くこと
8. 万が一火が出たら！周囲に知らせ、初期消火

<災害に強いまちづくりを目指しましょう>

地域防災のための住民活動は、様々なコミュニティ活動の核となるべきものであり、平常時から人々の交流を通じて地域の安全や防災に対する関心や意識が高まり、自主防災活動が活発化していくことが期待されています。

<恵庭市の自主防災組織の現状>

平成17年度 5/62（島松本町、恵み野北、島松寿町、福住町1丁目、福住町2丁目）
平成18年度 12/62（恵南、川沿、中島町、恵み野東、恵み野西、島松東町、中島松）
平成19年度 16/62（駒場町南、住吉町、相生町、黄金町南）
平成20年度以降自主防災組織を作る予定の町内会数：18町内会

<出前講座> 申し込み窓口 企画財政部 広報広聴課 TEL 33-3131 (内線2363)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①災害から身を守るために（基地・防災課） | ②だれでもできる心肺蘇生法（消防署） |
| ③救急救命講習（消防署） | ④わが家の防火（消防署） |

※生活便利帳から抜粋（紙面の都合で、主要な届け・制度を掲載しています。詳しくは担当課へお問合せください。）

こんなとき

《 市役所代表電話番号 33-3131 》

戸籍の届け出

市民課（市役所内線 1111～1116）

	届け出期限	届ける人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	次の順位で ①父または母、②同居者、③ 出産に立ち合った医師、助産 師またはその他の者	●届書（出生届）と出生証明書（届書と同一の用紙で医師か助産師 に記入してもらう） ●母子健康手帳 ※子の名前に使用できる漢字は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、 カタカナの範囲に限られています。
婚姻届	届け出のときから効 力があります	夫と妻	●届書（婚姻届） ●戸籍謄本（本籍地が恵庭でないとき） ●未成年者のときは、父母の同意が必要 ※届書には証人（成年者）2人の署名押印が必要です。
離婚届	協議離婚の場合は届 け出のときから効力 があります	夫と妻	●届書（離婚届） ●戸籍謄本（本籍地が恵庭でないとき） ●裁判離婚の場合は、裁判所が発行する書類 ※届書には、証人（成年者）2人の署名押印が必要です。（裁判離婚 の場合は不要）
	裁判離婚の場合は確 定または調停の日か ら10日以内	訴えた人	
死亡届	死亡の事実を知った 日から7日以内	次の順位で ①親族、②同居者、③家主、 地主、または家屋・土地の管 理人	●届書（死亡届）と死亡診断書（届書と同一用紙で、医師が記入） ※死亡届が受理されると火葬許可証が交付されます。
養子縁組届	届け出のときから効 力があります	養親と養子（満15歳未満の ときは法定代理人）	●届書（養子縁組届） ●戸籍謄本1通（本籍地が恵庭でないとき） ※届出には、証人（成年者）2人の署名押印が必要です。

※全ての届け出に、届ける人の印鑑（夫妻はそれぞれ別のもの）が必要です。
※届出人の本人確認を行う届出もありますので、運転免許証・パスポートなど官公署が発行した身分証明書等を1点持参ください。
※お持ちでない方は健康保険証・年金手帳・預貯金通帳など組み合わせて2点以上を持参ください。

住民登録の届け出

市民課（市役所内線 1111～1116）

	届け出期限	届ける人	届出に必要なもの
転入届	恵庭市に住み始めた日から 14日以内（他の市町村から 引っ越してきたとき）	本人または世帯主	●前住所の市町村長が発行した転出証明書 ●国民健康保険証（すでに加入している世帯に転入したとき） ●年金手帳（国民年金加入者のみ）
転居届	転居した日から14日以内 （市内で住所を変えたとき）		●国民健康保険証（加入者のみ） ●年金手帳（国民年金加入者のみ） ●老人・乳幼児医療受給者証（有資格者のみ）
転出届	転出する日まで（他の市町 村に引っ越すとき）		●国民健康保険証（加入者のみ） ●印鑑登録証（登録者のみ） ※届け出が済むと転出証明書を交付します。
世帯主変更届	届け出のときから効力があ ります		●国民健康保険証（加入者のみ）

※戸籍の届け出と同様に本人確認を行います。

印鑑登録をするとき

市民課（市役所内線 1111～1116）

- 1人1つの登録に限ります。同じ印鑑で、他の人が登録することはできません。
 - 15歳未満の人、成年被後見人は登録できません。
 - 登録する本人が手続きしてください。
（本人がこられない場合は、代理人による申請が出来ますが、1週間程度の期間を要します。詳しくはお尋ねください。）
 - 次のものを持参してください。
 - ・登録しようとする印鑑
 - ・本人の確認ができる次のものいずれか1点
 - ①運転免許証・パスポート・身分証明書など、官公署が発行した本人の写真が貼ってあるもの1点（これらが無い場合は、健康保険証・年金手帳・預貯金通帳などの3点が必要です）
 - ②すでに恵庭市に印鑑登録をしている人が保証人となった『印鑑登録申請者の保証書』（保証人は登録印と印鑑登録証を持参）
- ※上記の①が②を持参できない場合は、その日のうちに印鑑登録をすることはできません。

健康な生活のために

病院の診療時間外に病気になったら

診療時間外区分	救急当番医（外科／内科） * 電話案内 33-5000 で当番医を確認ください	夜間急病診療所（内科／小児科） 37-4085 * 保健センターに併設
平日	18:00～21:30 ※外科のみ	20:00～翌朝 7:00
土曜日	13:00～20:00	
日曜 祝日	第1・3日曜日	8:00～翌朝 7:00
	その他の休日	20:00～翌朝 7:00
年末年始（12月29日～1月3日）	朝 8:00～翌朝 8:00	休 診

※ 夜間急病診療所は、夜間の風邪・腹痛・発熱など、誰でも気軽に診療が受けられます。
 ※ 救急指定病院は、一刻を争う傷病者を対象にした病院です。恵庭第一病院・我汝会えにわ病院・恵み野病院の3病院が指定されています。

健康について相談したいとき

保健センター (37-4121)

名称	内容
健康相談	■ 生活習慣病の予防、歯の健康、心身の健康などについて、保健師が相談をお受けします。
成人歯科相談	■ 35歳以上の人を対象に、歯槽膿漏検査、相談、ブラッシング指導を行います。
食生活相談	■ 肥満、脂質異常症、糖尿病など生活習慣病を予防するため、栄養や食事の取り方について、栄養士が相談をお受けします。
高齢者はつらつ相談	■ 高齢者及び家族の健康、介護に関して、作業療法士、理学療法士、保健師が相談をお受けします。
健康なんでもダイヤル	■ 身体や心の健康について、保健師や栄養士が相談をお受けします。

障がいのある人の手帳の手続き

障がい福祉課（市役所内線 1215） * 保健センター (37-4121)

手帳の名称	初めて手帳を申請する時	紛失又は破損した時	障がいの程度が変わった時	氏名・住所が変わった時
身体障害者手帳	◆ 指定の診断書 ◆ 写真2枚	◆ 写真1枚 ◆ 手帳(破損したとき)	◆ 手帳 ◆ 指定の診断書 ◆ 写真1枚	◆ 手帳
療育手帳	◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 印鑑
精神障害者保健福祉手帳 *	◆ 障害年金証書、または指定の診断書 ◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 障害年金証書、または指定の診断書 ◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 印鑑

※ 身体障害者手帳・療育手帳の手続きには、障がい福祉課に備え付けの申請書が必要です。
 ※ 精神障害者保健福祉手帳の手続きには、保健センターおよび障がい福祉課に備え付けの申請書が必要です。

福祉用具が必要なときは

障がい福祉課（市役所内線 1215）

制度の名称	制度の内容	対象となる福祉用具
補装具の給付・修理	■ 体の失われた部分や、思うように動かすことのできない部分を補い、日常生活を容易にするための用具を給付します。	盲人安全つえ、義眼、義手、義足、補聴器、車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ、装具など
日常生活用具の給付	■ 在宅の重度障がい者が家庭生活を営むうえでの不便をなくし、自立した生活を営むことができるように、用具を給付します。	入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、盲人用時計、点字図書、拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、特殊便器、ネプライザー、住宅改修など

※ 福祉用具の給付の対象や条件には細かな規定がありますので、詳しくは障がい福祉課に相談ください。

高齢者のために

医療機関にかかるとき

国保医療課 (市役所内線 1167)

名称	対象者	内容
はり・きゅう・マッサージ 施術料の助成	■ 70歳以上の人	料金の1/3を助成(ただし限度額1回 500円、年間30回まで)

※医療費の給付、助成対象には細かな条件がありますので、詳しくは国保医療課に相談ください。

一人暮らしの高齢者の安心のために

介護福祉課 (市役所内線 1221~1224)

名称	内容
福祉電話の貸し出し	■ 電話のないひとり暮らしの高齢者で、安否確認のための通信手段が必要と認められる人に、電話機を貸し出します。前年の所得税が非課税世帯が対象です。
緊急通報システム端末機の貸し出し	■ 病気等により日常生活に支障のある、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者などを対象に、ボタンを押すと消防署へ通報できる端末機を無料で貸し出します。
日常生活用具の給付	■ 寝たきり高齢者等の日常生活に必要な用具を提供します。対象品目は火災報知器、自動消火器、電磁調理器の3品目。
配食サービス	■ 高齢や虚弱などにより調理のできない高齢者世帯に夕食弁当を配達し、あわせて安否確認を行います。
訪問サービス	■ ひとり暮らしの地域社会との交流の乏しい高齢者の自宅に、市内の乳製品販売店の人が、乳製品を持って訪問し安否確認の声かけを行います。前年の所得税が非課税世帯が対象です。

自宅での介護等が困難になったとき

介護福祉課 (市役所内線 1224)

名称	内容
養護老人ホームへの入所	■ 家庭環境や住宅事情、経済的な事情、心身上などの理由で、在宅での生活が困難なお年寄りが入所できます。 ■ 市内には養護老人ホームがありませんので、近郊の市町村にある施設を利用しています。

介護保険のサービスを受けるため

介護福祉課 (市役所内線 1226)

介護サービスの利用には「介護や支援が必要であると認定されること」が必要です。そのための申請は、介護福祉課窓口で行います。ただし、この申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうことができます。

申請	介護サービスを受けるためには、要介護認定の申請が必要です。
調査	本人の心身の状況を調べるため、本人や家族から聞き取り調査を行います。
審査・判定	訪問調査の結果や医師の意見書をもとに、介護認定審査会において審査及び判定を行います。
認定	原則として申請から30日以内に、市から認定結果をお送りします。
介護(予防)サービス計画作成	本人の希望や心身の状態に合った介護(予防)サービス計画を作成してもらいます。
サービスの利用	介護(予防)サービス計画に基づいてサービスを利用します。

在宅高齢者の介護・支援の相談窓口

名称・問合せ先	内容
◆ 恵庭市みなみ地域包括支援センター 34-8467 ◆ 恵庭市ひがし地域包括支援センター 35-1071 ◆ 恵庭市きた地域包括支援センター 36-5035	■ 高齢者の介護に関する悩みや心配事の相談などをお受けし、心身の状態に合わせた総合的なサービス利用などの調整を行います。 ■ 介護予防サービス計画を作成します。
◆ 市介護福祉課 市役所内線 1221~1229	■ 介護保険の認定申請、各種保険サービスの利用、保険料、在宅高齢者の自立支援に関する相談などをお受けします。
◆ 保健センター 37-4121	■ 在宅高齢者の健康相談、リハビリ相談、訪問相談などを行います。
◆ 北海道地域福祉生活支援センター 石狩地区センター 011-208-2941 ◆ 恵庭市社会福祉協議会 33-9436	■ 高齢や障がいにより、福祉サービスの手続きや生活費・預金通帳などの金銭管理、大切な書類などの保管など、日常生活の判断に不安のある方のお手伝いとして、地域福祉権利擁護事業(有料)があります。相談は無料ですので、まずは電話で問い合わせください。
◆ 成年後見センター・リーガルサポートさっぽろ 011-280-7077 ◆ 札幌弁護士会高齢者・障害者支援センター「ホッと」 011-242-4165 ◆ 北海道社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ北海道」 011-717-6886	■ 認知症・知的障がい・精神障がいによって、判断能力が十分ではない人が、相続や売買などにおいて法律上の問題があった場合に、不利益を受けないように保護・支援する成年後見制度についての相談をお受けします。

母と子のために

妊娠とわかったら

保健センター (37-4121)

名称	内容
母子健康手帳の交付	■ 妊娠・出産からお子さんの健診・成長が記録されます。母と子の健康に関する情報がこの一冊にまとめられ確認できます。市役所子ども家庭課・支所・出張所でも交付が出来ます。
妊婦健康診査受診票	■ 妊婦健診の料金(5回分)と超音波検査の一部が助成されます。
妊婦教室	■ 赤ちゃんを健やかに産み育てるため、初妊婦や家族を対象に3回にわたって開催します。
両親教室	■ 赤ちゃんの抱き方、おむつ交換、お風呂などの実習やビデオなど、これからの子育てのために妊婦及び家族を対象に開催します。

赤ちゃんを元気に育てるために

保健センター (37-4121)

*子ども家庭課 (市役所内線 1241)

名称	内容	
先天性股関節脱臼検診	■ 先天性股関節脱臼を早期に発見するための検査です。対象：3～4ヵ月児	
健康診査	3～4ヵ月児	■ 身体測定・育児相談・栄養相談・小児科医診察などがあります。
	9～10ヵ月児	
	1歳6ヵ月児	■ 身体測定・育児相談・栄養相談・小児科医診察・発達相談・歯科健診・歯科相談・フツ素塗布などがあります。
	3歳児	
フツ素塗布	■ う歯予防のためのフツ素を歯に塗布します。対象：おおむね1歳から就学前の子ども	
児童手当 *	■ 小学校第6学年修了までの間にある児童を養育している人に該当する手当です。なお、所得制限があります。	
児童扶養手当 *	■ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育する母子家庭等の手当です。	

予防接種を受けるとき

保健センター (37-4121)

種類(対象疾病)	対象年齢及び接種方法等
ポリオ (小児まひ)	生後3ヵ月～7歳6ヵ月未満の間に41日以上の間隔をおいて2回、経口で投与
B C G (結核)	6ヵ月未満の間に1回経皮接種
三種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風)	1期初回：生後3ヵ月～7歳6ヵ月未満の間に20日～56日までの間隔で3回接種 1期追加：1期初回3回終了後6ヵ月以上をおいて1回皮下接種 2期：11歳以上13歳未満の間に1期接種を終えている人に1回接種 (ジフテリア、破傷風混合)
麻しん (はしか)・風しん	麻しん・風しん混合ワクチン (MRワクチン) を第1期および第2期の各1回接種 第1期：生後12ヵ月～24ヵ月未満 第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間 第3期：13歳 (中学1年生相当) 第4期：18歳 (高校3年生相当)

※母子健康手帳を持参ください。予防接種を受ける時は「予防接種と子どもの健康」を必ず読んでください。

育児の悩みや不安をなくすために

保健センター (37-4121)

*子ども発達支援センター (33-3382)

名称	内容
乳幼児すくすく相談	■ お子さんの発育・発達・育児について、保健師や栄養士が相談をお受けします。
赤ちゃん訪問	■ 出産された方のお宅を保健師が訪問し、育児相談やお子さんの成長を一緒に確認します。
母乳育児相談	■ おっぱいの準備から自然卒業まで、安心して母乳育児を続けられるよう助産師や保健師が、相談をお受けします。
乳幼児の発達相談 *	■ ことば・理解・遊び方・運動・人とのかかわりなどについて指導員が相談をお受けします。
子育てほっとダイヤル	■ お子さんや家族の健康・育児などについて、保健師や栄養士が相談をお受けします。